

ASEAN知財動向報告会

# タイにおける特許クレームの 翻訳の質に関する調査

---

2017.05.24

S&I JAPAN 弁理士 鈴木 秀幹

# タイ特許出願における言語

タイ語である必要がある。

(タイ特許法第27条)

...特許出願人が外国においてすでに出願している場合、特許出願人は省令の定める規則及び手続きにより出願した発明の審査結果又は詳細を提出しなければならない。外国語による書類を提出しなければならないとき、特許出願人はタイ語の翻訳を付して提出しなければならない。...

→優先権証明書＋タイ語の翻訳元となる対応外国語明細書を提出

# 調査目的

タイ特許出願のうち、約40%が日系企業の出願。

そのほとんどが、おそらくは日本特許出願を優先権主張の基礎としてタイ語へ翻訳されているはず。

それらが果たして、適正なクレーム、つまり正しく望むものになっているのかどうか？

適正な権利となっていない場合、権利行使を正しく行えないことに。

## 問題意識(権利者として)

権利行使を行うか否かに関わらず、特許権が取得できた、ということで特許権者(出願人側)も満足していないか？

特許権者として、自身の権利内容をきちんと把握しているか？

適正な権利が取得できていない場合に、理由のひとつとして翻訳の問題が考えられるのではないか？

# 問題意識(制度面)

日本とタイの間ではPPH制度が試行中。

対象となるタイ特許出願について、「対応する登録された日本特許(対応日本特許)と十分に対応したクレーム」である必要があるが、そうになっていない場合、PPH制度の試行そのものに影響を与えないか？

# 日一タイPPH

パリルートであってもPCTであっても適用可能。

ただし、タイにおけるクレームを、対応日本特許の最終特許クレームと十分に対応させる必要あり。

→場合によっては、PPH申請時に上記補正を行う必要がある。

そこで.....

# 調査対象及び方法

日一タイPPHを利用した日本からの出願案件で、タイにおいて特許となった案件からJETRO指定の案件を9件抽出。

包袋閲覧を行い、登録されたタイ特許のクレーム(タイ語)を取得し、対応日本特許のクレーム(日本語)を取得。

タイ特許のクレーム(タイ語)を日本語に翻訳し、対応日本特許のクレームと、請求項相互を比較。

これにより、どの程度正確に翻訳されているか、翻訳の質の評価を行なった。

# 手続きフローと比較方法

対象案件の包袋閲覧

- 出願経過、最終クレーム入手

最終クレームの英訳、日本語訳作成

対応日本特許の最終クレーム(及び存在すればそのクレーム英訳)入手

対象案件のクレーム日本語訳及び英訳と、対応日本特許の最終クレーム及び英訳をそれぞれ付き合わせて比較

# 調查結果

# 全体的な翻訳の質の評価（一般論）

全て完璧とまで言わないが、調査の範囲ではそこまで悪いわけではない。

→重篤なミスは発見されなかった。

ただし、推定される原因が共通の、一定の誤りの傾向はある。

→PPH案件だけでなく、PPH以外の案件でもおそらく同じ傾向があると考えられる。

## では翻訳ミスにどのようなパターンがある？

前述の通り、完璧、ということではない。

ケアレスミスと思われるものを別にしても、いくつかのパターンがある(複合する場合ももちろんある)。

# 翻訳ミスのパターン

パターン1: 英文明細書に引きずられる

パターン2: 日本語明細書のアンダーライン

パターン3: 翻訳者側(現地事務所)の慣行(忖度)

パターン4: 翻訳者の能力不足・時間不足

# パターン1: 英文明細書に引きずられる

今回調査した9件中、4件は出願時明細書に添付した対応明細書として英文明細書のみを提出。

→その全てにおいて、

「対応日本特許とは一致しないが、対応英文明細書とは一致する」

記載が見られた。

それ以外の案件についても、翻訳ミスの箇所は、対応日本特許とは一致しないが、参照用としての対応英文明細書とは一致する例がほとんど。

# パターン1: 英文明細書に引きずられる

原因としては、結局英文明細書と照らし合わせてタイ語に翻訳している場合が多いから、と推定できる。

結果、対応日本特許のクレームではなく、英文明細書の英文クレームとタイ出願クレームの記述が合致してしまう。

英文クレームが誤っていると、それに引きずられてタイ語クレームが誤ってしまう、ということ。

# 対策

英訳作成時のチェックを十分行う。

→結局、参照用英文といいながら、英文クレームを元にタイ語に翻訳しているものが多いと推察されるため。

基準となる対応明細書が何かをはっきりさせておく。

→英文明細書はあくまで参照用であることを日本側で意識しておく。

## パターン2: 日本語明細書のアンダーライン

細かい話ですが。

日本の特許明細書に補正がある場合、アンダーラインを引いている場合と引いていない場合がある。

→混在している場合、アンダーラインのない部分については補正されていないと翻訳者が考えがち。

→見逃しの原因となりやすい。

# 対策

全てにアンダーラインを引くか、全く引かないか。

→参照用の英文明細書にはアンダーライン引かない方がよさそう。

## パターン3: 翻訳者側(現地事務所)の慣行(忖度)

翻訳者側(現地事務所)で勝手に判断してしまう場合がある。

参照用英文明細書、あるいはEU, US特許明細書等と一致しているから問題ないと考えてしまう傾向。

→従来の実務から判断してしまうと思しきケース。

確かに「対応外国出願」のクレームと一致しているかもしれないが、PPHであれば問題。

対応日本特許の最終クレームより権利範囲が広がっているから問題ないと考えてしまう傾向。

→実例を元にする...。

## パターン3: 翻訳者側(現地事務所)の慣行 (忖度)

対応日本特許クレーム

タイ特許クレーム

例1:

「コンベヤ」

→ 「運搬装置」

例2:

「高周波誘導加熱装置」

→ 「ヒーター」

# 対策

タイ特許出願のクレームが、対応日本特許の最終クレームより広いからよいというものではない。

必ず一致させることをきちんと現地事務所に指示する。

対応外国出願があくまで日本特許出願であるという指示も明確に！

## パターン4：翻訳者の能力不足・時間不足

今回の調査では、明らかにそういう案件があったわけではない。

...どう対応すべきだろうか？

# 対策

基本的に、タイ語明細書のチェックくらいしか手がない。

出願前に時間がないとチェックもできないし、そもそもタイ語で確認できるかどうかの問題。

Urgent Feeが発生するような出願だと事前にはどうしようもない。

タイ語→英語or日本語の逆翻訳を行なってチェックするのが一案。事後的でもよい。

# 対策

出願人側での出願準備に余裕を持たせる  
→そうは言っても限界はある。

事前チェック、事後的なチェックの実施

現在、タイ特許法改正検討中

→権利化された後の誤訳訂正を認容する制度の導入をタイDIP  
に要望しては？

# 以上が起こり得るミスの類型

---

.....なのだが

# 意図的な不整合

今回の調査で明確にこういう案件があったわけではない。

ではどういうことか？

# 意図的な不整合

日一タイPPHを利用すると権利取得が早い。

が、日本特許と同じ内容ではなく、異なった内容で権利を取得したいという出願人サイドの希望。

→対応明細書あるから、EU(US)と同内容にしてしまえ！

どのみちタイ語は英語から翻訳しているんだから、これが対応日本特許の翻訳といえればわからないだろう！

# 対策

いわば、パターン3の悪用。  
これは出願人サイドの良心の問題ではある。

→制度を悪用していると、試行中の制度自体、打ち切られると  
いう不利益が起こり得る。

当然に行ってはいけない。

# そうはいっても

対応日本特許ではクレームが狭すぎるから、そちらにはできるだけ合わせたくない。

が、権利化は早くしたい。

→出願人の希望としては理解できる。

# 対応方法1

PPH利用し、一旦対応日本特許と同じクレームに補正する補正書提出の上で、同時に上申書提出

「対応日本特許はこの通りであるが、すでにEU(US)で同じく対応特許が登録されており、そのクレームの記述が

〇〇.....

であるから、そのように補正を行いたい。については補正の機会を与えて欲しい」

として、OAを出してもらってから補正を行う。

## 対応方法2

PPHを利用しない。

そのままでは権利化が遅くなるので、ASPEC利用。

ASEANの他国に出願して特許取得後、タイ出願に対しASPEC利用。

現時点ではシンガポール出願くらいしか手はないが。

ご静聴ありがとうございました

---